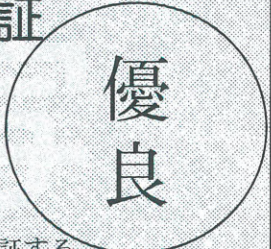


許可番号 第 03464005072号

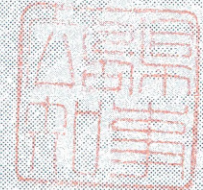
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県大分市大字下郡字向新地3720番地の1  
氏名 株式会社 エスプレス大分  
代表取締役 尾形 嘉博



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成 30 年 12 月 1 日  
許可の有効年月日 令和 7 年 11 月 30 日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

### 特別管理産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む】

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

【積替え・保管を含まない】

- ・ 感染性産業廃棄物
- ・ 廃石綿等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)	広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1	9.62m <sup>2</sup>	廃酸	9.62m <sup>3</sup>	屋内保管
(2)	広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1	4m <sup>2</sup>	汚泥	4m <sup>3</sup>	屋内保管
(3)	広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1	1.25m <sup>2</sup>	ばいじん	1.25m <sup>3</sup>	屋内保管
(4)	広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1	2.5m <sup>2</sup>	燃え殻	2.5m <sup>3</sup>	屋内保管
(5)	広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1	1.25m <sup>2</sup>	鉍さい	1.25m <sup>3</sup>	屋内保管
(6)	広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1	5.75m <sup>2</sup>	廃油	5.75m <sup>3</sup>	屋内保管
(7)	広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1	2.75m <sup>2</sup>	廃アルカリ	2.75m <sup>3</sup>	屋内保管
(8)	広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1	0.6m <sup>2</sup>	廃水銀等及び当該廃水銀を処分するために処理したもの	0.6m <sup>3</sup>	屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年12月13日 更新許可（優良認定）  
 令和5年1月27日 氏名の変更  
 令和6年12月10日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。